

参考様式 2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 27 年 1 月 13 日

福井市長 東村 新一



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

小羽集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 27 年 1 月 13 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

1 経営体数

法人	0 経営体
個人	1 経営体
集落営農（任意組織）	1 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

・担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

・地域内の集落営農組織が法人化するまでは、農地利用集積円滑化事業を活用していく。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・平成 24 年度より集落営農組織を立上げ、農作業の受委託や農業用機械の共同利用を行っており、経営の安定と労働力の確保しながら集落営農の推進を図る。
- ・平成 25 年度以降に若手後継者の組織への取り込みを図る。
- ・平成 26 年度以降に今後、圃場の大区画化に合わせ地域の中心となる経営体へ農地集積を図る。
- ・平成 26 年度以降に農業機械・設備を導入し、集落営農組織の法人化を図る。
- ・平成 27 年度以降に中心となる経営体は定年から高齢者の労働力を活用し、

(別紙)

経営の複合化を図る。

- ・集落周辺に電気柵などの防護柵を連携して設置し、獣害の減少を図る。